

平成 18 年 8 月 30 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
日本レジデンシャル投資法人

代表者名
執行役員 山内 章
(コード番号：8962)

問合せ先
パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社
取締役 高野 剛
(TEL：03-5251-8528)

第4回投資主総会提出議案の一部訂正に関するお知らせ

本投資法人は、平成18年7月25日付で公表いたしました「規約の変更等に関するお知らせ」別紙添付の「第4回投資主総会招集ご通知」に記載されている、平成18年8月30日開催予定の第4回投資主総会に付議する予定の規約の変更に関する議案の一部を訂正することといたしましたので、当該訂正の内容について下記の通りお知らせいたします。

記

訂正箇所① 4頁 第1号議案 規約変更の件 3. 変更の内容

正

現行の規約	変更後の規約
第10条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期的にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、第12条に規定する特定資産に投資して運用を行うものとする。	第9条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期的にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、第11条に規定する特定資産に投資して運用を行うものとする。
第11条（投資方針） 1. 本投資法人は、主として、第12条に定める特定資産、とりわけその主たる用途が賃貸住宅に供される不動産（以下「賃貸住宅」という。）又は主として賃貸住宅を裏付けとする特定資産に対して投資を行う。 2.～5.（現行どおり）	第10条（投資方針） 1. 本投資法人は、主として、第11条に定める特定資産、とりわけその主たる用途が賃貸住宅に供される不動産（以下「賃貸住宅」という。）又は主として賃貸住宅を裏付けとする特定資産に対して投資を行う。 2.～5.（現行どおり）

誤

現行の規約	変更後の規約
第10条（資産運用の基本方針）	第9条（資産運用の基本方針）
第11条（投資方針） 1.～5.（現行どおり）	第10条（投資方針） 1.～5.（現行どおり）

訂正箇所② 15頁 第1号議案 規約変更の件 3. 変更の内容

（平成18年8月15日付「第4回投資主総会提出議案の一部訂正に関するお知らせ」にて、既に開示済みです。）

正

現行の規約	変更後の規約
第23条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって決する。	第21条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。

誤

現行の規約	変更後の規約
第23条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって決する。	第21条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、 <u>発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、</u> 出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。

訂正箇所③ 16頁 第1号議案 規約変更の件 3. 変更の内容

正

現行の規約	変更後の規約
第24条（書面による議決権の行使） 1. （条文省略） 2. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。	第22条（書面及び電磁的方法による議決権の行使） 1.～2. （条文省略） 3. <u>前二項の規定により、書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u>

誤

現行の規約	変更後の規約
-------	--------

<p>第24条（書面による議決権の行使）</p> <p>1. （条文省略）</p> <p>2. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第22条（書面及び電磁的方法による議決権の行使）</p> <p>1.～2. （条文省略）</p> <p>3. <u>前二項の規定により、書面又は電磁的記録</u>によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

訂正箇所④ 18頁 第1号議案 規約変更の件 3. 変更の内容
正

現行の規約	変更後の規約
<p>第31条（役員会に関する事項）</p> <p>1.～4.（条文省略）</p> <p>5. 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した<u>執行役員及び監督役員</u>が、これに署名又は記名捺印し、本投資法人の本店に<u>10年間</u>備置する。</p>	<p>第29条（役員会に関する事項）</p> <p>1.～3.（条文省略）</p> <p>4. 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成し、<u>(i)議事録が書面で作成されているときは、出席した役員が、これに署名又は記名押印し、(ii)・・・</u>（以下省略）</p>

誤

現行の規約	変更後の規約
<p>第31条（役員会に関する事項）</p> <p>1.～4.（条文省略）</p> <p>5. 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名捺印し、本投資法人の本店に<u>10年間</u>備置する。</p>	<p>第29条（役員会に関する事項）</p> <p>1.～3.（条文省略）</p> <p>4. 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成し、<u>(i)議事録が書面で作成されているときは、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印し、(ii)・・・</u>（以下省略）</p>

以上

※ 本資料の配布先： 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス <http://www.nric.co.jp>